（事故の確認の申請）

第二十条　準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二十一条　準用金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　［略］

四　［略］

（確認申請書の添付書類）

第二十二条　準用金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十八条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第三十条の二十六**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　略］	（禁止行為） **第三十条の二十六**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。